いじめ重大事態調査報告書

令和８年６月１１日

さいたま市立[redacted]中学校いじめ対策委員会

いじめ重大事態調査報告書

さいたま市立[redacted]中学校いじめ対策委員会

はじめに

本調査報告書は、令和７年度さいたま市立[redacted]中学校２年[redacted]組に在籍する[redacted]さん（以下、「当該生徒」）が、他生徒（以下、「関係生徒」）から受けたとされるいじめ事案について、いじめ防止対策推進法（以下、「法」）第２８条の規定に基づき、まとめたものである。

本調査は、法第２２条の規定、並びにさいたま市立[redacted]中学校いじめ防止基本方針（以下、「基本方針」）に基づき設置された、さいたま市立[redacted]中学校いじめ対策委員会（以下、「委員会」）が、当該生徒及び当該生徒の保護者の意向を踏まえ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）に則って調査を行った。なお、ガイドライン第１章第２節に記載のとおり、事実関係を可能な限り明らかにし、本校の課題点を明確にしたうえで当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずるため、学校が行った調査の再分析を行い、さいたま市スクールロイヤーに依頼し、その監修・助言の基、調査報告書としてまとめたものである。

1　事案の概要

(1)　関係する生徒

当該生徒　２年[redacted]組　[redacted]

関係生徒　２年[redacted]組　[redacted]

(2)　事案の対象

ア　令和７年２月頃、当該生徒は、校外において、関係生徒から、現金２千円を継続的に要求されたという事案。（以下「事案①」）

イ　令和７年２月頃、当該生徒は、校外において、関係生徒から、金銭を支払わない場合、以前LINEでお互いがビデオ通話している様子をスクリーンショットした画像をばら撒く、と脅されたという事案。（以下「事案②」）

ウ　令和７年２月頃、休み時間等、当該生徒は、関係生徒から、背中を叩かれたという事案。（以下「事案③」）

エ　令和７年３月１１日（火）、当該生徒は、校外において、関係生徒から、関係生徒の自転車を笑ったら殺す、と脅されたという事案。（以下「事案④」）

(3)　事案の覚知からの経緯

令和７年３月１７日（月）担任は、電話にて、当該生徒の保護者から、当該生徒は、関係生徒との間でトラブルがあったようだ、と相談を受けた。

令和７年３月１９日（水）９時００分頃、担任は、電話にて、当該生徒の保護者から、当該生徒は、校外において、関係生徒から、先生に言ったらどうなるかわかっているか、といった脅しを受け、当該生徒の幼少期の写真をLINEグループで拡散されたなどの行為を受けたようだ、と報告を受けた。しかし、当該生徒の保護者からは、当該生徒が、学校には話さないでほしい、と強く要望しているため、関係生徒への指導等はせずに、当該生徒の様子を見守る方向で進めたいとの話があった。担任は、当該生徒と当該生徒の保護者の意向を受け、当該生徒の様子を見守っていくことを承諾した。

令和７年３月２４日（月）担任は、当該生徒の保護者から、当該生徒は、体調不良により欠席する旨の連絡があったため、当該生徒の様子を聞いた。校長は、同日、臨時の委員会を開催し、

今後の対応について検討した。

令和７年３月２５日（火）及び令和７年３月２６日（水）当該生徒は、欠席した。令和７年３月２６日（水）１４時００分頃、担任と２学年職員は、家庭訪問を実施したが、当該生徒は、何も話さなかった。校長は、同日、委員会を開催し、当該生徒の保護者からの訴えを受け、いじめとして対応していくことを確認した。

(4) いじめ重大事態の発生を報告するまでの経緯

令和７年５月１８日（日）校長と担任は、当該生徒の保護者と面談し、当該生徒の保護者から、当該生徒の携帯を確認することができ、当該生徒と関係生徒のLINEのメッセージの中で、事案①、事案②及び事案④について確認できたとの報告を受けた。

令和７年５月１９日（月）担任は、当該生徒の保護者から、当該生徒は、関係生徒からの行為により、欠席しているとの話があった。また、当該生徒が、当該生徒の保護者に、事案③について被害を訴えたとの報告を受けた。

令和７年５月２０日（火）校長は、委員会を開催し、当該生徒のいじめによる欠席日数が３０日となったことから、当該生徒は、関係生徒からの行為により、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた疑いがあるものと判断し、さいたま市教育委員会にいじめ重大事態（２号重大事態）の発生について報告した。

2 調査の概要

(1) 調査した主体と構成員

ア 主体 委員会

イ 構成員 委員長 校長 [redacted]

委員 教頭 [redacted] 教務主任 [redacted]

養護教諭 [redacted] 生徒指導主任 [redacted]

教育相談主任 [redacted] 学年主任 [redacted]

２学年職員 [redacted]

令和６年度１学年職員 [redacted]

スクールカウンセラー [redacted] スクールソーシャルワーカー [redacted]

(2) 調査方法

委員会で検討をした上で、当該生徒及び当該生徒の保護者の意向を確認し、以下の調査を行った。

ア 当該生徒の保護者からの聴き取り

イ 関係生徒からの聴き取り

ウ ２学年の生徒からの聴き取り

3　調査結果

(1)　当該生徒の保護者からの聴き取り

ア　令和７年３月１７日（月）担任が、電話にて、当該生徒の保護者から相談を受けた内容

当該生徒は、関係生徒との間でトラブルがあった。トラブルの詳細については、当該生徒の保護者から話はなかった。

イ　令和７年３月１９日（水）９時００分頃、担任が、電話にて、当該生徒の保護者から相談を受けた内容

(ｱ)　当該生徒は、校外において、関係生徒から、先生に言ったらどうなるかわかっているか、といった脅しを受け、当該生徒の幼少期の写真をLINEグループで拡散されたなどの行為を受けた。

(ｲ)　当該生徒の保護者は、当該生徒が、学校には話さないでほしい、と強く要望しているため、関係生徒への指導等はせずに、当該生徒の様子を見守る方向で進めたいと話した。

(ｳ)　担任は、当該生徒と当該生徒の保護者の意向を受け、当該生徒の様子を見守っていくことを確認した。

ウ　令和７年４月１０日（木）１６時００分頃、担任と２学年主任が、当該生徒の保護者と面談した内容

(ｱ)　令和７年２月から３月にかけて、当該生徒は、関係生徒に、LINEにて、お金を要求された。

(ｲ)　令和７年２月から３月にかけて、当該生徒は、関係生徒に、LINEにて、当該生徒の写真をばらまく、と脅された。

(ｳ)　当該生徒は、[redacted]中に行きたくない、転校したい、と話しているが、当該生徒の保護者は、[redacted]中に通ってほしい、と思っている。

(ｴ)　当該生徒の保護者は、当該生徒に、心療内科を勧めたが、当該生徒が、心療内科には行きたくない、と話している。

(ｵ)　当該生徒の保護者は、４月１７日（木）に、当該生徒及び当該生徒の保護者とさわやか相談員との面談を予約した。

エ　令和７年４月１７日（木）１５時３０分頃、担任と２学年主任、２学年生徒指導担当が、当該生徒の保護者と面談した内容

(ｱ)　当該生徒の保護者は、当該生徒も加害行為を行っている可能性があると考えている。

(ｲ)　当該生徒の保護者は、当該生徒の携帯を預かっているが、パスワードがかかっているため、LINEの内容の確認ができない。

(ｳ)　学校は、当該生徒の欠席日数が、３０日を超えた場合は、いじめ重大事態として対応していくことを伝えた。

オ　令和７年４月２３日（水）担任が、当該生徒の自宅に、家庭訪問に行った内容

(ｱ)　担任は、当該生徒の保護者とともに、当該生徒と話すことができ、当該生徒から、部活動を続けたい思いがあることを聞いた。

(ｲ)　担任は、当該生徒に、不安や悩みがあるなら、さわやか相談室や教育相談室があることを伝えた。また、学習について、校内教育支援センター（Solaるーむ）や[redacted]があることを伝えた。

カ　令和７年５月１６日（金）１６時３０分頃、教頭、担任、２学年主任及び２学年生徒指導担当が、当該生徒の保護者と面談した内容

(ｱ)　当該生徒は、学校の話題を出すと不安定になってしまうため、当該生徒の保護者は、当該生徒から話を聞くことができていない。

(ｲ)　当該生徒は、中学校には行きたいが、またいじめられるのが心配、と話している。

(ｳ)　当該生徒の保護者は、[redacted]の申し込みを行うこと及び当該生徒が学校に行けないことに不安があることを話した。

キ　令和７年５月１８日（日）１２時３０分頃、校長と担任が、応接室において、当該生徒の保護者から聴き取った内容

(ｱ)　当該生徒の保護者は、当該生徒の携帯電話を確認し、当該生徒と関係生徒の LINE のやり取りから、事案①、事案②及び事案④について、確認することができた。

(ｲ)　当該生徒の保護者は、当該生徒に、事案①、事案②及び事案④について、当該生徒の携帯電話を確認したことを話すことができていない。

ク　令和７年５月１９日（月）１０時００分頃、担任が、電話にて、当該生徒の保護者から聴き取った内容

当該生徒の保護者は、当該生徒から、事案①、事案②及び事案④について、話を聞くことができた。

ケ　令和７年５月２０日（火）１１時００分頃、担任が、電話にて、当該生徒の保護者から聴き取った内容

(ｱ)　当該生徒の保護者は、当該生徒に、当該生徒の携帯を確認したこと及び学校にも連絡したことについて伝えた。

(ｲ)　当該生徒の保護者は、当該生徒から、事案①について、令和７年３月１１日（火）当該生徒が、関係生徒に、お金を渡したのではなく、２千円相当の文房具を買ったとの話を聞いた。

コ　令和７年５月２３日（金）１８時００分頃、教頭、担任、２学年主任及び２学年生徒指導担当が、当該生徒の保護者と面談した内容

(ｱ)　当該生徒は、[redacted]に参加できている。

(ｲ)　当該生徒の保護者は、当該生徒から、当該生徒が、関係生徒に、２学年の生徒が関係生徒に要求されている金額を、代わりに払うことになったことを聞いた。

(ｳ)　学校は、当該生徒の保護者と、関係生徒及び２学年の生徒から聴き取りを行うことを確認した。

サ　令和７年５月２６日（月）１８時００分頃、担任は、当該生徒の保護者から聴き取った内容

(ｱ)　当該生徒は、関係生徒及び２学年の生徒からの聴き取りを希望している。

(ｲ)　当該生徒は、[redacted]中学校に通いたいと話している。

(ｳ)　担任は、当該生徒の保護者と、当該生徒が、スクールカウンセラーと相談することを確認した。

シ　令和７年５月２９日（木）９時００分頃、担任と２学年主任が、当該生徒の保護者と面談した内容

(ｱ)　学校は、当該生徒の保護者から、当該生徒の携帯を見せてもらい、令和７年１月１１日（土）関係生徒が、２学年の生徒に、２千円の要求を行っていることを確認した。

(イ) 学校は、当該生徒の保護者から、当該生徒の携帯を見せてもらい、令和７年２月２日（日）関係生徒が、２学年の生徒に、支払いが遅いことを理由に４千５百円を要求していることを確認した。

(ウ) 学校は、当該生徒の保護者から、当該生徒の携帯を見せてもらい、２学年の生徒が、関係生徒に、国語科の課題を見せたことで、関係生徒が、２学年の生徒に、支払いを５百円にしたことを確認した。

(エ) 学校は、当該生徒の保護者から、当該生徒の携帯を見せてもらい、関係生徒が、２学年の生徒に、関係生徒と当該生徒のLINEのやり取りの画像を送っていることを確認した。

(オ) 令和７年３月１０日（月）当該生徒は、関係生徒に、LINEで、当該生徒が２学年の生徒の支払いを肩代わりすることついて、２学年の生徒が支払うよう元に戻すのはだめか、と提案した。

ス 令和７年６月１７日（火）担任、２学年主任及び２学年生徒指導担当が、当該生徒の自宅に、家庭訪問した内容

(ア) 学校は、当該生徒の保護者に、関係生徒及び２学年の生徒から聴き取った内容について、伝えた。

(イ) 学校は、当該生徒の保護者より、関係生徒の保護者との話し合いの場を設定することを確認した。

(2) 関係生徒からの聴き取り

ア 令和７年５月２７日（火）１６時３０分頃、関係生徒の担任と２学年主任、２学年職員が、学年室において、関係生徒から聴き取った内容

(ア) 令和６年１０月頃、関係生徒は、２学年の生徒に、３千円を要求していた。

(イ) 令和７年１月頃、当該生徒は、関係生徒と２学年の生徒のやり取りを知り、２学年の生徒に、当該生徒のシャーペンの部品を見つけてくれたら、２千円を肩代わりすることを提案し、２学年の生徒の金額を肩代わりすることになった。

(ウ) 令和７年２月頃、関係生徒は、当該生徒に、２千円をくれるように要求したが、すぐにはくれなかった。

(エ) 令和７年２月頃、関係生徒は、当該生徒と一緒に、LINEでお互いがビデオ通話している様子を、それぞれスクリーンショットで画像として保存した。

(オ) 令和７年２月頃、関係生徒は、当該生徒が、２千円をくれなかったため、お金を払わなければビデオ通話の様子をスクリーンショットで保存した画像をばらまくぞ、と脅した。

(カ) 令和７年２月頃、関係生徒は、当該生徒が、２学年の生徒とじゃれ合い、お互いに叩き合うことがあったため、関係生徒も当該生徒と２学年生徒の仲に入り、当該生徒とたたき合うことがあった。

(キ) 令和７年２月２２日（土）関係生徒は、当該生徒に、LINEで金銭の要求を行った。その際、決めていた時期を過ぎていたため、５百円を上乗せした。

(ク) 令和７年３月１１日（火）関係生徒は、文房具店において、当該生徒から、２千円を返してもらった。

(ケ) 令和７年３月２１日（金）球技大会の時、関係生徒は、当該生徒とお互いに謝罪をし、仲直りをした。その際、関係生徒は、当該生徒に、支払いが遅れて上乗せしていた５百円は払わなくていい、と話した。

イ　令和７年５月２８日（水）８時２５分頃、教頭と関係生徒の担任、２学年職員が、学年室において、関係生徒から聴き取った内容

令和６年１０月頃、関係生徒は、２学年の生徒に、「[redacted]」、というグループ名のLINEグループに属していたことを聞いた。２学年の生徒は、関係生徒に、３千円をあげるから仲直りしたい、と提案した。

ウ　令和７年６月１２日（木）１３時３０分頃、担任と２学年職員が、学年室において、関係生徒から聴き取った内容

(ｱ)　令和７年１月頃、関係生徒は、２学年の生徒に、２学年の生徒が、宿題の答えを見せてくれたため、２学年の生徒が関係生徒に支払う金額を３千円から２千円に減らした。

(ｲ)　令和７年１月頃、関係生徒は、２学年の生徒から、当該生徒が、２千円を肩代わりしてくれることを聞いた。

(ｳ)　令和７年２月頃、関係生徒は、事案③について、関係生徒が当該生徒を叩いた際、当該生徒に押し返されることはあったが、当該生徒が、叩くことはなかったと話した。

(ｴ)　令和７年３月１０日（月）関係生徒は、当該生徒から、LINEで、当該生徒が２学年の生徒の支払いを肩代わりすることついて、２学年の生徒が支払うよう元に戻すのはだめか、と聞かれたが、当該生徒からの提案を断った。

(ｵ)　令和７年３月１１日（火）関係生徒は、文房具店において、当該生徒から、現金２千円を受け取り、２千円相当のシャーペンを買った。

(ｶ)　令和７年３月１１日（火）関係生徒は、当該生徒に、LINEで、関係生徒の自転車が派手すぎることを笑ったら殺す、と脅した。

(3)　２学年の生徒からの聴き取り

ア　令和７年５月２７日（火）１３時３０分頃、担任と２学年職員が、学年室において、２学年の生徒から聴き取った内容

(ｱ)　２学年の生徒は、関係生徒から金銭の要求を受けたことはない。また、当該生徒からお金のトラブルについて聞いたことはない。

(ｲ)　２学年の生徒は、当該生徒とは、あまり仲良くない。

イ　令和７年５月２８日（水）７時４５分頃、担任と２学年職員が、学年室において、２学年の生徒から聴き取った内容

２学年の生徒は、関係生徒から、お金を借りたことはない。

ウ　令和７年６月９日（月）１３時３０分頃、担任と２学年職員が、学年室において、２学年の生徒から聴き取った内容

(ｱ)　令和６年１０月頃、２学年の生徒は、音楽室において、関係生徒と合唱コンクールのことで喧嘩をした。

(ｲ)　令和６年１０月頃、２学年の生徒は、関係生徒に、仲直りしたいから、３千円あげることを提案したが、関係生徒が、３千円を受け取らなかったため、解決したと思った。

(ｳ)　令和７年１月頃、２学年の生徒は、関係生徒から、３千円を要求された。

(ｴ)　令和７年１月頃、２学年の生徒は、当該生徒から、当該生徒のシャーペンの部品を見つけてくれたら２千円を肩代わりすると提案され、当該生徒が肩代わりすることになった。

(ｵ)　令和７年１月頃、２学年の生徒は、関係生徒に、当該生徒が２千円を肩代わりすることになったことを伝えた。

4　いじめの認知等

(1)　いじめの定義について

平成２５年９月２８日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同法第２条において、「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

(2)　いじめの有無の判断

ア　令和７年２月頃、当該生徒は、校外において、関係生徒から、現金２千円を継続的に要求されたという事案について

（結果）

調査の結果、令和７年７月１１日（金）委員会で、令和７年２月頃、関係生徒は、当該生徒に対し、現金２千円を継続的に要求し、文房具店において、当該生徒から現金２千円を受け取った事実を認め、「いじめ」と認知した。

（理由）

当該生徒の保護者と関係生徒、２学年の生徒の聴き取り内容が概ね一致していること、当該生徒が苦痛を感じているとの訴えがあったことから、関係生徒の行為により、当該生徒は、心身の苦痛を感じたものと判断できる。

イ　令和７年２月頃、当該生徒は、校外において、関係生徒から、金銭を支払わない場合、以前LINEでお互いがビデオ通話している様子をスクリーンショットした画像をばら撒く、と脅されたという事案について

（結果）

令和７年７月１１日（金）委員会で、当該事実を認め、「いじめ」と認知。

（理由）

当該生徒の保護者と関係生徒の聴き取り内容が概ね一致していること、当該生徒が苦痛を感じているとの訴えがあったことから、関係生徒の行為により、当該生徒は、心身の苦痛を感じたものと判断できる。

ウ　令和７年２月頃、休み時間等、当該生徒は、関係生徒から、背中を叩かれたという事案について

（結果）

令和７年７月１１日（金）委員会で、当該事実を認め、「いじめ」と認知。

（理由）

当該生徒の保護者と関係生徒の聴き取り内容が概ね一致していること、当該生徒が苦痛を感じているとの訴えがあったことから、関係生徒の行為により、当該生徒は、心身の苦痛を感じたものと判断できる。

エ　令和７年３月１１日（火）当該生徒は、校外において、関係生徒から、関係生徒の自転車を笑ったら殺す、と脅されたという事案について

（結果）

令和７年７月１１日（金）委員会で、当該事実を認め、「いじめ」と認知。

（理由）

当該生徒の保護者と関係生徒の聴き取り内容が概ね一致していること、当該生徒が苦痛を感じているとの訴えがあったことから、関係生徒の行為により、当該生徒は、心身の苦痛を感じたものと判断できる。

5　学校の対応等

(1)　令和７年３月１７日（月）

担任は、電話にて、当該生徒の保護者から、当該生徒は、関係生徒との間でトラブルがあったようだ、と相談を受けた。

(2)　令和７年３月１９日（水）

ア　８時００分頃、学校は、当該生徒の保護者から、欠席連絡を受けた。

イ　９時００分頃、担任は、当該生徒の保護者と連絡をとり、当該生徒の保護者から、校外において、関係生徒から、嫌がらせを受けているとの相談があった。

(3)　令和７年３月２１日（金）

当該生徒は、球技大会に参加することができた。

(4)　令和７年３月２４日（月）

ア　８時００分頃、学校は、当該生徒の保護者から、欠席連絡を受けた。

イ　担任は、当該生徒の保護者と連絡をとり、当該生徒の様子を聞いた。

ウ　１３時３０分頃、校長は、臨時の委員会を開催し、当該生徒の保護者からの相談内容について共有し、今後の対応について検討した。

出席者：校長、教頭、令和６年度１学年職員

(5)　令和７年３月２５日（火）

ア　８時００分頃、学校は、当該生徒の保護者から、欠席連絡を受けた。

イ　担任は、当該生徒の保護者と連絡をとり、当該生徒の様子を確認し、当該生徒から聴き取りを行うため、令和７年３月２６日（水）に、家庭訪問をすることを約束した。

ウ　８時１５分頃、校長は、職員集会において、当該生徒の状況について、教職員に周知した。

エ　１２時００分頃、校長は、臨時の委員会を開催し、今後の対応について検討した。

出席者：校長、教頭、令和６年度１学年職員

(6)　令和７年３月２６日（水）

ア　１４時００分頃、担任と令和６年度１学年職員は、当該生徒の自宅において、当該生徒から聴き取りを行ったが、当該生徒は、何も話さなかった。

イ　１７時００分頃、校長は、臨時の委員会を開催し、今後の対応について検討し、当該生徒の保護者からの訴えを受け、いじめとして対応していくことを確認した。

出席者：校長、教頭、令和６年度１学年職員

(7)　令和７年４月８日（火）

１７時３０分頃、担任は、当該生徒の保護者と連絡をとり、当該生徒の新年度の様子について確認した。

(8)　令和７年４月１０日（木）

ア　１６時００分頃、担任と２学年職員は、応接室において、当該生徒の保護者と面談を行った。

イ　担任は、当該生徒の保護者から、当該生徒の様子や事案についての相談を受けた。

ウ　担任は、当該生徒の保護者に、さわやか相談室やスクールカウンセラーとの面談について提案した。

(9)　令和７年４月１４日（月）

１７時００分頃、校長は、さいたま市教育委員会に、いじめ事案について報告をした。

(10)　令和７年４月１７日（木）

ア　１５時３０分頃、担任と２学年職員は、応接室において、当該生徒の保護者と面談を行った。

イ　担任は、当該生徒の保護者から、当該生徒の様子や事案についての相談を受けた。また、当該生徒の保護者から、当該生徒に話を聞くことができていないとの話があった。

ウ　１８時００分頃、校長は、臨時の委員会を開催し、今後の対応について検討し、いじめ重大事態の疑いとして対応していくこととした。

出席者：校長、教頭、２学年主任、２学年生徒指導担当、担任、スクールカウンセラー

(11)　令和７年４月１８日（金）

１８時００分頃、担任は、電話にて、当該生徒と話をし、４月２３日（水）に家庭訪問を行うことを確認した。

(12)　令和７年４月２３日（水）

ア　１０時００分頃、担任は、家庭訪問を行い、当該生徒と当該生徒の保護者と話をした。担任は、当該生徒から、[redacted]をやりたいという話を聞き、放課後や休日の部活動だけでも参加することが可能なことを伝えた。また、当該生徒と当該生徒の保護者に、[redacted]や校内教育支援センター（Solaるーむ）の提案をした。当該生徒の保護者からは、[redacted]について、検討するとの話があった。

(13)　令和７年４月２８日（月）

１８時００分頃、担任は、当該生徒の保護者と連絡をとり、当該生徒が、[redacted]について考えていることを確認した。

(14)　令和７年５月１２日（月）

１８時３０分頃、担任は、当該生徒の保護者と連絡をとり、[redacted]の手続きについて確認した。

(15)　令和７年５月１６日（金）

１６時３０分頃、教頭と担任、２学年職員は、応接室において、当該生徒の保護者と面談し、当該生徒の様子について確認し、登校支援や学習支援について、相談した。

(16)　令和７年５月１８日（日）

１２時３０分頃、当該生徒の保護者が来校し、校長と担任は、当該生徒の保護者から、事案①、事案②及び事案④について、当該生徒の携帯から確認することができたとの報告があった。

(17)　令和７年５月１９日（月）

ア　１０時００分頃、担任は、当該生徒の保護者と連絡をとり、当該生徒の保護者が、当該生徒と、事案①、事案②及び事案④について話すことができたとの報告があった。

イ　担任は、当該生徒の保護者から、当該生徒は、関係生徒からの行為により、欠席しているとの話があった。

⑱　令和７年５月２０日（火）

ア　１１時００分頃、担任は、当該生徒の保護者と連絡をとり、当該生徒の保護者が、当該生徒から、事案①について聞いたとの報告があった。

イ　１５時００分頃、校長は、臨時の委員会を開催し、当該生徒のいじめによる欠席日数が３０日となったことから、当該生徒は、関係生徒からの行為により、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた疑いがあるものと判断した。

出席者：校長、教頭、２学年職員

ウ　１６時２０分頃、校長は、さいたま市教育委員会に、いじめ重大事態（２号重大事態）の発生について報告した。

⑲　令和７年５月２３日（金）

１８時００分頃、教頭と担任、２学年職員は、応接室において、当該生徒の保護者と面談を行い、当該生徒の様子を確認し、今後の対応について確認した。

⑳　令和７年５月２６日（月）

ア　１８時００分頃、担任は、当該生徒の保護者と連絡をとり、関係生徒と２学年の生徒から聴き取りをしてほしいとの当該生徒の意向について確認した。

イ　担任は、令和７年６月５日（木）当該生徒がスクールカウンセラーと面談することについて確認した。

㉑　令和７年５月２７日（火）

ア　１３時３０分頃、担任と２学年職員が、２学年の生徒から聴き取りを行った。

イ　１６時３０分頃、関係生徒の担任と２学年職員が、関係生徒から聴き取りを行った。

㉒　令和７年５月２８日（水）

ア　７時４５分頃、担任と２学年職員が、２学年の生徒から聴き取りを行った。

イ　１６時３０分頃、教頭と関係生徒の担任、２学年職員が、関係生徒から聴き取りを行った。

㉓　令和７年５月２９日（木）

９時００分頃、関係生徒の担任と２学年職員が、関係生徒の保護者と面談し、事案①と事案②について確認した。

㉔　令和７年６月６日（金）

１８時００分頃、担任と２学年職員は、家庭訪問を行い、当該生徒と当該生徒の保護者に、関係生徒及び２学年の生徒から聴き取った内容について報告した。

㉕　令和７年６月９日（月）

１３時３０分頃、担任と２学年職員が、２学年の生徒から聴き取りを行った。

㉖　令和７年６月１２日（木）

１３時３０分頃、関係生徒の担任と２学年職員は、関係生徒から聴き取りを行った。

㉗　令和７年６月１７日（火）

ア　１８時００分頃、担任と２学年職員は、家庭訪問を行い、当該生徒の保護者に、関係生徒と２学年生徒から聴き取った内容について報告した。

イ　当該生徒の保護者は、担任と２学年職員に、関係生徒及び関係生徒の保護者との謝罪の場を設けてほしいと要望した。

(28) 令和７年６月２３日（月）

ア　１８時３０分頃、関係生徒の担任は、関係生徒の保護者と連絡をとり、当該生徒の保護者から、謝罪の場を設けて欲しいとの要望を受けたことを伝えた。

イ　関係生徒の保護者は、当該生徒の保護者との謝罪の場を設けることについて了承した。

(29) 令和７年７月１０日（木）

ア　１８時００分頃、当該生徒の保護者は、応接室において、教頭と担任、２学年主任、２学年職員が同席のもと、関係生徒と関係生徒の保護者との謝罪の場を設けた。

イ　関係生徒と関係生徒の保護者は、当該生徒の保護者に対して、謝罪した。

ウ　校長と教頭、担任は、当該生徒の保護者に、ガイドラインに基づき、調査の目的や調査事項等、１回目の事前説明を行った。

エ　校長と教頭、担任は、当該生徒の保護者に、学校における支援策について伝えた。

(30) 令和７年７月１１日（金）

ア　１０時３０分頃、校長は、さいたま市教育委員会に、いじめ重大事態の進捗状況について報告した。

イ　１１時００分頃、校長は、２学年職員から、当該生徒の保護者と関係生徒及び関係生徒の保護者との謝罪の場を設け、関係生徒及び関係生徒の保護者が、当該生徒の保護者に謝罪したとの報告を受け、臨時の委員会を開催し、事案①から事案④の関係生徒の行為について、いじめとして認知した。

出席者：校長、教頭、２学年職員

(31) 令和７年７月１４日（月）

学校は、スクールロイヤーを招聘し、全校生徒に対して、SNSトラブル防止や相談窓口の紹介等を含めたいじめ防止を目的とする特別講義を実施した。

(32) 令和７年７月２９日（火）

ア　１７時００分頃、担任は、当該生徒の自宅に家庭訪問し、当該生徒及び当該生徒の保護者と面談した。

イ　１９時００分頃、校長は、担任から、家庭訪問をした様子について報告を受け、同日、臨時の委員会を開催し、当該生徒の様子について共有した。

出席者：校長、教頭、２学年職員

(33) 令和７年８月２５日（月）

担任は、当該生徒の保護者と連絡をとり、当該生徒の様子と２学期からの登校について確認した。当該生徒の保護者から、当該生徒は、登校の障害となるものはなくなったので、登校できそうだ、との話があった。

(34) 令和７年８月２７日（水）

ア　さいたま市教育委員会が、市長に、いじめの重大事態の発生について報告した。

イ　担任は、当該生徒と連絡をとり、当該生徒に、登校を促したが、当該生徒の気持ちは変わらず、登校に繋がらなかった。

(35) 令和７年８月２９日（金）

校長、教頭及び担任は、当該生徒の保護者と面談し、調査組織の構成、調査方法等、２回目の事前説明を行い、重大事態調査報告書の作成を開始した。

(36) 令和７年９月１日（月）

ア　１８時００分頃、当該生徒は、当該生徒の保護者とともに登校した。

イ　担任は、体育館において、当該生徒と当該生徒の保護者から、当該生徒の様子について話を聞いた。また、当該生徒と[redacted]をした。

(37) 令和７年９月２日（火）から令和７年１２月３日（水）まで

ア　当該生徒は、９回放課後登校し、担任と面談した。

イ　担任は、当該生徒の様子について確認し、当該生徒にプリント等を渡し、登校に向けて声掛けを行った。

(37) 令和７年１２月４日（木）

１５時４５分頃、校長は、臨時の委員会を開催し、これまで学校で行ってきた調査について、審議を行い、法第２３条に基づく調査及び学校対応についてとりまとめた。

出席者：校長、教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、２学年職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

以上の、法第２８条第１項に基づく調査並びに、法第２３条の学校対応について、さいたま市スクールロイヤーに、調査報告書における学校対応の適否と、それに伴う再発防止策への助言を受け、課題点を明らかにした。以下に、その課題点と、生徒への支援策及び再発を防ぐための取組を記す。

6　課題点

調査結果に基づく資料分析を行い、「法」及び「基本方針」に照らし、本件に対する評価を行った。

(1) 基本方針「Ⅴ　いじめの未然防止」には、「『人間関係プログラム』に係る調査の結果により、各学級担任を中心に生徒一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める」と記載されている。

『人間関係プログラム』に係る調査の結果の検証が不十分で、生徒一人ひとりの心の状況や傾向を把握することができず、あたたかな雰囲気づくりまで至らなかった。本事案では、関係生徒が、当該生徒に対して、心身の苦痛を感じるような行為を行ってしまい、いじめは絶対に許されないことを生徒に徹底させることができなかった。生徒一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する必要があった。

(2) 基本方針「Ⅵ いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）」には、「４ 教育相談週間（日）の実施 (3)生徒が相談できる体制づくりに努める。」と記載されている。

当該生徒が、教職員や当該生徒の保護者に、長期に渡り事案について相談しなかったため、学校は、事実の詳細を確認することができなかった。当該生徒が、進んで相談できる信頼関係の構築と、気軽に相談できるよう、日頃から、相談室等の紹介や連携を図っていく必要があった。

(3) 基本方針「Ⅶ　いじめの対応」には、「学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、『児童生徒の心のサポート　手引き　いじめに係る対応』に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。」と記載されている。また、「児童生徒の心のサポート　手引き　いじめに係る対応」には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援として、いじめを受けた児童生徒に寄り添い、支える体制をつくるとある。

今回の事案の課題として、当該生徒の状況に配慮しつつ、安心して学校生活に戻れるよう支援するための働きかけが十分に行えず、結果として登校支援や継続的な状況把握が遅れたことが挙げられる。学校としては、生徒や保護者の思いを尊重しながらも、適切な支援につなげるための関わり方について、専門的見地から心理的状況の把握及び助言を受ける等、さらに工夫していく必要があると考えている。

(4) 基本方針「V　いじめの未然防止」には、「5　メディアリテラシー教育を通して」に「安全に正しくインターネットやスマートフォンを使うことができる力を身につけさせ、いじめの未然防止に努める」と記載されている。

今回の事案では、スマートフォンを媒体としたSNSのやり取りの中で、いじめの行為が行われていた。学校として、スマートフォンの使い方やSNSトラブルについて、自分事として考えることができるように、学級においてもさらに指導を強化していく必要がある。

7　課題点を受けた再発防止

(1) 当該生徒への支援策

ア　本件のいじめの一部は休み時間等に発生しているため、学年職員や生徒指導部による見守りを意識的・計画的に実施し、当該生徒が安心して登校できる体制を整えていく。具体的には、休み時間中の巡回を強化し、教職員が常に生徒の様子を把握できるようにする。また、放課後や登下校時の見守りを行い、生徒が安心して学校生活を送れる環境を提供する。

イ　さわやか相談員、スクールカウンセラーを活用し、当該生徒への支援方法の相談、提案を行う。当該生徒とのカウンセリングの機会をもてるように、当該生徒の保護者との連携を強化し、家庭と学校が一体となって生徒を支える体制を構築する。

(2) 再発を防ぐための取組

ア　生徒間のトラブルの解決においては、被害生徒、加害生徒、周りの生徒から公正・公平に聞き取りを行い、発生状況や原因を明確にする。被害生徒の気持ちに寄り添いながら、教職員一同、いじめは絶対に許さないという姿勢で指導を行う。また、スクールロイヤーからアドバイスをもらい、法的視点からの対応力を強化する。さらに、いじめ防止のための啓発活動を定期的に実施し、生徒自身がいじめを許さない意識をもつように働きかける。
⇒6(1)

イ　休み時間等も含め、できる限り学年フロアに職員が残り、生徒間の言動を観察する。少しでも気になるものがあれば声をかけるなど、積極的な生徒指導の充実を図り、いじめの未然防止に努める。また、教職員の巡回を強化し、生徒が安心して過ごせる環境を整える。⇒6(3)

ウ　いじめ等に係るアンケートに加え、学校生活に関するアンケートの実施や意見箱の設置等により、生徒の状況把握に努める。アンケート結果をもとに、具体的な改善策を講じ、生徒の声を反映した学校運営を行う。⇒6(3)

エ　定期的な三者面談等で、生徒、保護者の思いや願いを直接把握する。面談を通じて、生徒の悩みや不安を早期に発見し、適切な支援を提供する。また、保護者との連携を強化し、家庭と学校が一体となって生徒を支える体制を構築する。⇒6(2)

オ　生徒が主体的に取り組む協働的な活動を通して、生徒同士が絆を感じることのできる活動の場づくりを行う。授業やクラブ活動を通じて、一人ひとりが活躍できる機会を提供し、生徒の自己肯定感を高める。また、ボランティア活動や地域交流を通じて、生徒が社会とのつながり

を感じられるよう支援する。⇒6(1)

カ　教育活動全体を通して、「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、道徳内容項目と関連付けた全体計画の作成を行う。また、スクールロイヤーによる生徒向けの特別講義など外部講師を活用していく。⇒6(1)

キ　授業参観等で道徳の授業を保護者や地域に公開し、「心の教育」の大切さについて情報発信と意識啓発を行う。⇒6(1)

ク　「人間関係プログラム」の授業の中で、生徒が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりを行う。⇒6(1)

ケ　スクールダッシュボードを活用し、生徒の些細な変化に気付いた際には、教職員が声かけを行い、気になる様子があるときには、生徒の心に寄り添いながら組織として支援をしていく。⇒6(3)

コ　いじめの疑いが認められる事案に関連し、欠席が継続している生徒については、早期に専門的支援へつなぐ校内体制を整備する。具体的には、管理職を中心に関係教職員が当該生徒の状況及び指導経過等について情報共有を行い、組織的に対応方針を協議する。その結果を踏まえ、必要に応じて速やかにスクールカウンセラーへつなぎ、専門的見地から心理的状況の把握及び助言を受けることとする。あわせて、保護者との連携を図りながら、心身のケア及び段階的な登校支援を実施し、継続的かつ計画的な支援に努めるものとする。⇒6(3)

サ　全校に向けて、スマホ・タブレット安全教室での指導や保護者会等で家庭での適切なルール作りを依頼し、各学級においても、情報モラル教育を推進する。⇒6(4)

シ　生徒同士のトラブルがあった際には、管理職等への報告やいじめ対策委員会の開催等を行い、組織的に対応することができるよう、組織体制を構築する。また、毎週の生徒指導部会、教育相談部会の他、いじめはもちろんのこと、いじめが疑われる事案を発見したときには、直ちに委員会を開催し、対応していく。⇒6(3)

ス　さわやか相談員の面談時間やスクールカウンセラーの相談日を学校だよりやさわやか相談室だよりに明記して周知を図り、生徒及び保護者が相談しやすいようにする。また、生徒が、悩みを相談したり、アンケートに書いたりしやすいように、実施の際は、目的や秘密を守るなど丁寧に説明し、担任等との信頼関係の構築に努め、相談しても迷惑にならないと思えるような雰囲気のある相談環境の整備を行う。⇒6(2)